

電話サービス契約約款の一部改正
新旧対照

旧	新																
<p>料金表</p> <p>通則 (略)</p> <p>第1表 料金(重複掲載料、番号案内料、質権の設定等に関する手数料、テレホンカードによる支払充当手数料及び附带サービスの料金を除きます。)</p> <p>第1 基本料金</p> <p>1 適用 (略)</p> <p>2 料金額</p> <p>2-1 契約者回線に係るもの</p> <p>2-1-1 回線使用料(基本料)</p> <p style="padding-left: 20px;">~ (略)</p> <p>2-1-5 付加機能使用料</p> <p>2-1-6 ユニバーサルサービス料</p> <p style="text-align: right;">1 電気通信番号ごとに</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 20%;">区 分</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">料 金 額</th> </tr> <tr> <th style="width: 35%;">加入電話契約に係るもの (月額)</th> <th style="width: 45%;">臨時加入電話契約に係るもの (日額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ユニバーサルサービス料</td> <td style="text-align: center;">2円 (税込価格 2.2円)</td> <td style="text-align: center;">0.06円 (税込価格 0.066円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2-1-7 電話リレーサービス料 (略)</p>	区 分	料 金 額		加入電話契約に係るもの (月額)	臨時加入電話契約に係るもの (日額)	ユニバーサルサービス料	2円 (税込価格 2.2円)	0.06円 (税込価格 0.066円)	<p>料金表</p> <p>通則 (略)</p> <p>第1表 料金(重複掲載料、番号案内料、質権の設定等に関する手数料、テレホンカードによる支払充当手数料及び附带サービスの料金を除きます。)</p> <p>第1 基本料金</p> <p>1 適用 (略)</p> <p>2 料金額</p> <p>2-1 契約者回線に係るもの</p> <p>2-1-1 回線使用料(基本料)</p> <p style="padding-left: 20px;">~ (略)</p> <p>2-1-5 付加機能使用料</p> <p>2-1-6 ユニバーサルサービス料</p> <p style="text-align: right;">1 電気通信番号ごとに</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 20%;">区 分</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">料 金 額</th> </tr> <tr> <th style="width: 35%;">加入電話契約に係るもの(月額)</th> <th style="width: 45%;">臨時加入電話契約に係るもの (日額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ユニバーサルサービス料</td> <td style="text-align: center;">3円 (税込価格 3.3円)</td> <td style="text-align: center;">0.1円 (税込価格 0.11円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2-1-7 電話リレーサービス料 (略)</p> <p style="margin-top: 20px;">附 則 (令和7年6月16日企管第155500000677号) (実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、令和7年7月1日から実施します。 (経過措置)</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p>	区 分	料 金 額		加入電話契約に係るもの(月額)	臨時加入電話契約に係るもの (日額)	ユニバーサルサービス料	3円 (税込価格 3.3円)	0.1円 (税込価格 0.11円)
区 分		料 金 額															
	加入電話契約に係るもの (月額)	臨時加入電話契約に係るもの (日額)															
ユニバーサルサービス料	2円 (税込価格 2.2円)	0.06円 (税込価格 0.066円)															
区 分	料 金 額																
	加入電話契約に係るもの(月額)	臨時加入電話契約に係るもの (日額)															
ユニバーサルサービス料	3円 (税込価格 3.3円)	0.1円 (税込価格 0.11円)															

総合デジタル通信サービス契約約款の一部改正
新旧対照

旧			新		
料金表			料金表		
通則 (略)			通則 (略)		
第1表 料金			第1表 料金		
第1 基本料金			第1 基本料金		
1 適用 (略)			1 適用 (略)		
2 料金額			2 料金額		
2-1 回線使用料 (基本料)			2-1 回線使用料 (基本料)		
~ (略)			~ (略)		
2-5 付加機能使用料			2-5 付加機能使用料		
2-6 ユニバーサルサービス料			2-6 ユニバーサルサービス料		
1 電気通信番号ごとに			1 電気通信番号ごとに		
区 分	料 金 額		区 分	料 金 額	
	右欄以外のもの (月額)	臨時第1種契約又は臨時第2種契約に係るもの (日額)		右欄以外のもの (月額)	臨時第1種契約又は臨時第2種契約に係るもの (日額)
ユニバーサルサービス料	2円 (税込価格 2.2円)	0.06円 (税込価格 0.066円)	ユニバーサルサービス料	3円 (税込価格 3.3円)	0.1円 (税込価格 0.11円)
2-7 屋内配線利用料 (略)			2-7 屋内配線利用料 (略)		
2-8 機器使用料 (略)			2-8 機器使用料 (略)		
			附 則 (令和7年6月16日企営第15550000677号) (実施期日) 1 この改正規定は、令和7年7月1日から実施します。 (経過措置) 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。		

音声利用 I P 通信網サービス契約約款の一部改正
新旧対照

旧	新																								
<p>料金表 通則 (略) 第1表 料金 (重複掲載料及び附帯サービスの料金を除きます。) 第1類 基本料金 第1 第1種サービスに係るもの 1 適用 (略) 2 料金額 2-1 基本額 (略) 2-2 加算額 (略) 2-3 付加機能使用料 (略) 2-4 ユニバーサルサービス料</p> <p style="text-align: right;">月額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>料 金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ユニバーサルサービス料</td> <td>1 電気通信番号ごとに</td> <td style="text-align: right;">2円 (税込価格 2.2円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2-5 電話リレーサービス料 (略) 2-6 請求書等の発行に関する料金の額 (略)</p> <p>第2 第2種サービスに係るもの 1 適用 (略) 2 料金額 2-1 基本額 (略) 2-2 付加機能使用料 (略) 2-3 ユニバーサルサービス料</p> <p style="text-align: right;">月額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>料 金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ユニバーサルサービス料</td> <td>1 電気通信番号ごとに</td> <td style="text-align: right;">2円 (税込価格 2.2円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2-4 電話リレーサービス料 (略) 2-5 請求書等の発行に関する料金の額 (略)</p> <p>第4 第4種サービスに係るもの 1 適用 (略) 2 料金額 2-1 基本額 (略) 2-2 付加機能使用料 (略) 2-3 ユニバーサルサービス料</p>	区 分	単 位	料 金 額	ユニバーサルサービス料	1 電気通信番号ごとに	2円 (税込価格 2.2円)	区 分	単 位	料 金 額	ユニバーサルサービス料	1 電気通信番号ごとに	2円 (税込価格 2.2円)	<p>料金表 通則 (略) 第1表 料金 (重複掲載料及び附帯サービスの料金を除きます。) 第1類 基本料金 第1 第1種サービスに係るもの 1 適用 (略) 2 料金額 2-1 基本額 (略) 2-2 加算額 (略) 2-3 付加機能使用料 (略) 2-4 ユニバーサルサービス料</p> <p style="text-align: right;">月額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>料 金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ユニバーサルサービス料</td> <td>1 電気通信番号ごとに</td> <td style="text-align: right;">3円 (税込価格 3.3円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2-5 電話リレーサービス料 (略) 2-6 請求書等の発行に関する料金の額 (略)</p> <p>第2 第2種サービスに係るもの 1 適用 (略) 2 料金額 2-1 基本額 (略) 2-2 付加機能使用料 (略) 2-3 ユニバーサルサービス料</p> <p style="text-align: right;">月額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>料 金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ユニバーサルサービス料</td> <td>1 電気通信番号ごとに</td> <td style="text-align: right;">3円 (税込価格 3.3円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2-4 電話リレーサービス料 (略) 2-5 請求書等の発行に関する料金の額 (略)</p> <p>第4 第4種サービスに係るもの 1 適用 (略) 2 料金額 2-1 基本額 (略) 2-2 付加機能使用料 (略) 2-3 ユニバーサルサービス料</p>	区 分	単 位	料 金 額	ユニバーサルサービス料	1 電気通信番号ごとに	3円 (税込価格 3.3円)	区 分	単 位	料 金 額	ユニバーサルサービス料	1 電気通信番号ごとに	3円 (税込価格 3.3円)
区 分	単 位	料 金 額																							
ユニバーサルサービス料	1 電気通信番号ごとに	2円 (税込価格 2.2円)																							
区 分	単 位	料 金 額																							
ユニバーサルサービス料	1 電気通信番号ごとに	2円 (税込価格 2.2円)																							
区 分	単 位	料 金 額																							
ユニバーサルサービス料	1 電気通信番号ごとに	3円 (税込価格 3.3円)																							
区 分	単 位	料 金 額																							
ユニバーサルサービス料	1 電気通信番号ごとに	3円 (税込価格 3.3円)																							

新旧対照

旧			新		
区分	単位	料金額	区分	単位	料金額
ユニバーサルサービス料	1電気通信番号ごとに	2円 (税込価格 2.2円)	ユニバーサルサービス料	1電気通信番号ごとに	3円 (税込価格 3.3円)
2-4 電話リレーサービス料 (略)			2-4 電話リレーサービス料 (略)		
			附 則 (令和7年6月16日企営第155500000677号) (実施期日) 1 この改正規定は、令和7年7月1日から実施します。 (経過措置) 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。		

特定地域向け音声利用 I P 通信網サービス契約約款の一部改正
新旧対照

旧	新																		
<p>料金表 通則 (略) 第1表 料金 (重複掲載料及び附帯サービスに関する料金を除きます。) 第1類 基本料金 第1 光回線電話に係るもの 1 適用 (略) 2 料金額 2-1 基本料 (略) 2-2 加算額 (略) 2-3 付加機能使用料 (略) 2-4 ユニバーサルサービス料</p> <p style="text-align: right;">月額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">区 分</th> <th style="width: 33%;">単 位</th> <th style="width: 33%;">料 金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ユニバーサルサービス料</td> <td>1 電気通信番号ごとに</td> <td style="text-align: center;">2円(税込価格 2.2円)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">2-5 電話リレーサービス料 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	単 位	料 金 額	ユニバーサルサービス料	1 電気通信番号ごとに	2円(税込価格 2.2円)	2-5 電話リレーサービス料 (略)			<p>料金表 通則 (略) 第1表 料金 (重複掲載料及び附帯サービスに関する料金を除きます。) 第1類 基本料金 第1 光回線電話に係るもの 1 適用 (略) 2 料金額 2-1 基本料 (略) 2-2 加算額 (略) 2-3 付加機能使用料 (略) 2-4 ユニバーサルサービス料</p> <p style="text-align: right;">月額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">区 分</th> <th style="width: 33%;">単 位</th> <th style="width: 33%;">料 金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ユニバーサルサービス料</td> <td>1 電気通信番号ごとに</td> <td style="text-align: center;">3円(税込価格 3.3円)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">2-5 電話リレーサービス料 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	単 位	料 金 額	ユニバーサルサービス料	1 電気通信番号ごとに	3円(税込価格 3.3円)	2-5 電話リレーサービス料 (略)		
区 分	単 位	料 金 額																	
ユニバーサルサービス料	1 電気通信番号ごとに	2円(税込価格 2.2円)																	
2-5 電話リレーサービス料 (略)																			
区 分	単 位	料 金 額																	
ユニバーサルサービス料	1 電気通信番号ごとに	3円(税込価格 3.3円)																	
2-5 電話リレーサービス料 (略)																			
	<p style="text-align: center;">附 則 (令和7年6月16日企営第155500000677号) (実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、令和7年7月1日から実施します。 (経過措置)</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p>																		